

## 貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則(平成18年貝塚市規則第3号)に定めるもののほか、市内に生息する飼い主がいない猫の繁殖を抑制するとともに、糞尿等による生活環境被害を防止し、併せて市民の動物に対する愛護意識の高揚を図ることを目的として、飼い主がいない猫に不妊去勢手術を受けさせた者に対して交付する貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主がいない猫 特定の飼い主が無く、市内に棲みついている猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮及び精巣の摘出等により生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 耳先V字カット 不妊去勢手術済みであることを識別できるように、片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する個人で、市内に生息する飼い主がいない猫に獣医師による不妊去勢手術及び耳先V字カットを実施又は不妊去勢手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを実施(以下「手術」という。)し、その費用を支払ったものとする。

### (補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術費用(ワクチン接種、投薬、入院その他の当該手術の実施に必要と認められる措置に係る費用を含む。)及び耳先V字カットに要する費用(不妊去勢手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを行った場合に要する費用を含む。)とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で市長が定める額とし、オス猫1匹につき8,000円、メス猫1匹につき12,000円を上限とする。

2 前条に規定する補助対象経費が前項の上限額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第4号の領収書の領収日から当該手術を行った年度の末日までの間で、市長が別に定める期間内に貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 手術前の猫のカラー写真(猫の顔及び全身が写っているもの)
- (2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図
- (3) 手術が終了した猫のカラー写真(猫の顔及び全身及び耳先V字カットがわかるもの)
- (4) 手術費用が記載された領収書及び内訳明細書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、先着順に受付するものとし、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請の受付を停止するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)又は貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助対象者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならない。
- (2) この要綱その他関係法令を遵守すること。
- (3) その他市長が必要があると認める事項に従うこと。

(手術の実施)

第9条 対象猫に手術を施す獣医師は、対象猫が手術済みであると認める場合又は対象猫に手術を行うことが適当でないと認める場合は、補助決定者に対してその理由を説明し、手術を行わないことができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助決定者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金取下書(様式第4号)を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(交付の請求)

第11条 交付決定通知書を受けた者は、速やかに貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）その他関係法令の規定に違反したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、貝塚市飼い主がいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、補助決定者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 補助決定者は、第13条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助決定者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（免責）

第15条 手術により生じた問題並びに手術を受けさせた猫に関して生じた問題については、補助決定者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、市はその責めを負わないものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。